

4. 取締役が会社に対して責任を負うのはどのような場合か、また、取締役が第三者に対して責任を負う場合はどのような場合か。具体例または判例を上げながら検討しなさい。

取締役・執行役による怠惰な業務と意図的な違法行為により、会社に損害を与えた場合、会社が取締役・執行役に責任追及する場合と、取締役・執行役の行為によって第三者に損害が発生し、責任を追及される場合がある。

1. 取締役が会社に対して責任を負う場合（会社法 423 条等）

取締役・執行役は会社と委任契約をし、委任事務を行う上で善管注意義務と忠実義務を負っている。これらの債務不履行は、民法上、委任事務の不履行という債務不履行になる。会社法 423 条は、取締役・執行役への損害賠償請求権の特別規定となり、債務不履行の責任規定と言える。会社が取締役・執行役を相手取って損害責任追及をする場合の取締役の責任には以下のものがある。①剰余金配当責任②利益供与責任③協業取引責任④利益相反取引責任⑤任務懈怠責任

・具体例または判例：判例（最判平成 21・11・27）

A は、B 会社および C 会長に対し、県の融資が実行されるまでのつなぎ融資として、18 億円余りの貸付を行った。その後、B は民事再生手続の開始決定を申し立て、融資については相当部分回収できない状況となった。そこで A の株主（X1,X2）が、A が行った融資は回収見込みがないにもかかわらず実行されたもので、融資の実行の当時、A の取締役であった E 及び Y4~Y9 には、融資の実行の決済等に関与し、取締役の監視義務を怠った点で、善管注意義務違反があるとして、本件融資により A が被った損害を賠償するよう、株主代表訴訟を提起した。

第 1 審判決：県が融資をすると表明しても実現される蓋然性は相当低く、B の経営が実質的に破綻しており B の営業利益から貸付金を回収できる状況ではなく、善管注意義務違反があったとして、X1 らの請求を一部容認したが、原判決は、B が倒産しないよう融資せざるを得なかったし、融資は、最小限と言え、金額、時期とも合理的と認められる範囲にとどまり、Y1 らが、B の再建可能性があると判断したことには合理性が認められるとして、X1 らの請求を棄却した。

検討：これは、決済に関与する取締役の本件回収見込み判断が合理的であったのかどうかの問題である。破綻が懸念される先への融資に対する判断で、破綻を回避して、追加融資をした方が、追加融資分それ自体が回収不能となる危険性を考慮しても、全体の回収不能額を小さくすることができると判断すること、これに合理性が認められるとしている。

2. 取締役が第三者に対して責任を負う場合（会社法 429 条）

第三者が取締役・執行役を相手取って損害責任追及をする場合、取締役の責任には以下のものがある。①取締役・執行役の任務懈怠責任②悪意又は重大な過失責任

・具体例または判例：判例（東京地裁平五（ワ）九四九五号、損害賠償請求事件、平 7・4・25）

原告Xらは被告Y（ゴルフ場等の経営を目的とする株式会社）とゴルフ会員契約を締結した。被告Y1，Y2はYの代表取締役ならびに取締役である。本件ゴルフ場は新規の会員募集を開始し、Yが所有する白川カントリーゴルフクラブのゴルフコース及びクラブハウスの付帯設備をXらに利用させることを約し、これに対しXらはYに入会金、会員資格保証金を払うゴルフ会員契約をし、金額を支払った。Yは現在倒産状態であり、本件ゴルフ施設は競売にかかっており、裁判所により競売開始決定がなされ、競売許可決定されている。その結果、Xらは本件ゴルフ施設の利用は不可能になった。

そこでXらは債務の履行不能を理由に、Yに対して入会金等の返還を求めるとともに、Y1，Y2に対し、Yを健全に運営すべき業務上の義務を怠り、本件ゴルフ場再建の見通しもないのに会員権の新規募集を行ったことは取締役の任務懈怠に当たるとして会社法429条1項に基づき損害賠償を請求した。

判決： Y1、Y2においてはYの代表取締役、取締役としての職務上の義務の懈怠につき重大な過失があったものと認めるのが相当である。Y1、Y2はXらに対し、会社法429条1項・430条に基づきXらが被った損害を賠償すべき義務を負うものというべきである。

検討：取締役は会社と委任契約関係にあり、任務を怠ると会社に対して責任を負う。第三者の損害には責任を直接追わないが不法行為責任を負う。会社法においては悪意・重過失の職務執行があれば第三者に対しても損害賠償責任を負うことになる。

判例においては、事前の十分な調査研究や客観的で合理的な根拠のある計画がないまま、前代表取締役の計画をそのまま用いた。そして会員募集を行った。このことは代表取締役、取締役としての職務上の義務の懈怠につき重大な過失を有するものといえる。 (A)